

1 制定の理由

- ・ エゾシカの急激な増加に伴い農林業被害が拡大しているほか、自然生態系への影響も深刻化しているが、一方で、食肉利用を中心とした食関連分野での活用など、エゾシカを自然資源と捉えた地域産業化の動きも見られる。
- ・ エゾシカは道内に生息する野生動物の中でも繁殖力が非常に強いため急激に増加する反面、気象変動などにより急激に減少した歴史もあり、生息動向や被害の状況を常に把握しながら、将来にわたって継続して管理していくために、北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づきエゾシカ対策全般に係る新たなルールとして条例を制定するものである。

2 「エゾシカ対策条例（仮称）」素案（概要）

I 総 則

1 目的

エゾシカの対策に関し、基本方針を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、エゾシカと道民生活や産業活動との軋轢の軽減を図り、人とエゾシカとが恒久的に適切な関係を保つことのできる豊かな環境の実現

2 基本方針

- (1) エゾシカの生息数及び被害の発生状況などを的確に把握して、科学的知見に基づき、状況に応じた迅速で実効性のある施策を展開
- (2) エゾシカは道民共有の貴重な財産であり、その価値を最大限に活用
- (3) 道民意見を反映し、きめ細かく情報提供及び普及啓発を実施し、道民理解の増進を図る
- (4) 国、道、市町村、事業者、民間の団体、研究機関等が十分に連携して取り組む
- (5) エゾシカの生息数、被害状況及び活用可能な資源などを考慮しながら、地域の特性並びに課題に応じた取組を推進

3 道の責務

エゾシカの対策を推進するために必要な総合的かつ計画的な施策を策定・実施

4 道と市町村の連携

市町村と緊密な連携を図り、必要な措置を講ずる

5 事業者の役割

道が実施する施策への協力

6 道民等の役割

道民共有の財産への理解及び道が実施する施策に協力

II 基本的施策

1 エゾシカ対策基本計画

- ・ 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定、定期的な点検・評価及びその公表
- ・ 基本計画に掲げる目標の実現に向けた地域毎の実行計画の策定、市町村に技術的な助言

2 個体数の管理

- ・ 「狩猟」、「許可捕獲」、「計画的な捕獲」の効果的な組合せによる管理
- ・ 一斉捕獲の推進、緊急対策期間の設定及び特定重点対策地域の指定
- ・ 個体数管理の実施に当たっては、生物多様性の保全に配慮、鉛弾の所持禁止

3 担い手の確保及び育成

- ・ 市町村による捕獲体制の維持や計画的な捕獲を支援する人材の育成とその活用
- ・ 道外狩猟者の受入れ促進
- ・ 地域での総合施策の企画立案や推進管理を行う人材の育成とその活用

- 4 有効活用の促進
 - ・エゾシカの自然資源としての価値を最大限に活用するため、有効活用の促進
 - ・食肉の安全・安心の確保や普及啓発
 - ・教育資源や観光資源などとしての活用推進、地域の多様な産業活動の振興に寄与
- 5 被害防止対策の推進
 - ・生息状況や被害状況などの実態把握、関係者との連携による効果的な被害防止対策の実施
 - ・交通関係事業者等による効果的な事故発生防止対策の推進
 - ・被害状況などに応じた対策を講ずる制度の構築
- 6 調査研究の充実
 - ・生息状況等の総合的かつ継続的なモニタリングや越冬地調査の実施
 - ・エゾシカが罹患する可能性のある感染症に関する科学的な知見の集積及び分析
- 7 事故及び違反の防止
 - ・狩猟免許所持者の法令遵守の徹底
 - ・関係機関が連携し、事故や違反捕獲の未然防止のため監視体制の整備
- 8 捕獲個体の適正処理の促進
 - ・適正な処理を図るための情報提供
 - ・巡回指導の充実及び関係団体等の協力による地域での自主的な監視指導体制の構築
- 9 顕彰制度の創設
 - ・エゾシカの対策に関する顕著な功績者への顕彰制度の創設

Ⅲ 推進体制の整備

- ・施策を推進するため必要な連絡及び協議の体制整備
- ・エゾシカの対策に係る専門的知見を持つ者からの意見聴取

Ⅳ その他

財政上の措置、必要な罰則などを設定

3 「エゾシカ対策条例（仮称）」の位置づけ

北海道環境基本条例第9条第2号に規定する施策の基本方針の一つである「人と自然とが共生する豊かな環境の実現」に関する個別条例としての「北海道生物の多様性の保全に関する条例」、さらにその個別条例としての「エゾシカ対策条例（仮称）」を制定するもの。

【関連条例体系】

上位条例	北海道環境基本条例（H8） ※環境全体が対象
個別条例	北海道生物の多様性の保全に関する条例（H25） ※野生動植物全体が対象
個別条例	エゾシカ対策条例（仮称） ※エゾシカが対象

4 今後のスケジュール（予定）

平成26年2月

平成26年第1回北海道議会定例会に条例案を提案